

## 公益社団法人総合紛争解決センターの手續について

### 1 あっせん人又は仲裁人の選任について

公益社団法人総合紛争解決センター（以下「本センター」という。）運営規則（以下「規則」という。）による和解あっせん手續は、3名のあっせん人により行います。また、仲裁手續は、1人又は3人の仲裁人により行います。

上記のあっせん人又は仲裁人は、当事者の合意により選任し、当事者の合意による選任がなされなかったときは、本センターが選任します。

### 2 当事者が支払う費用について

#### (1) 申立手数料

申立人には、和解あっせん又は仲裁の申立てに際し、申立手数料として金10,500円を本センターに納付していただきます。

申立手数料は、申立書を受理した後は、返還いたしません。ただし、申立てが第1回期日実施前に取り下げられた場合又は手續が第2回期日実施前に規則第30条によって終了した場合は、金3,150円を控除した残額を返還いたします。

#### (2) 成立手数料等

当事者双方は、事件が解決したときは、和解契約書又は仲裁判断書に記載された成立手数料及び費用を本センターに納付しなければなりません。

あっせん人又は仲裁廷は、成立手数料の額及び当事者双方の負担額を決定します。ただし、成立手数料の額又は当事者双方の負担額を決定することが困難なときは、本センターがこれを決定します。

成立手数料の額は、紛争解決額（和解契約書又は仲裁判断書に解決額として示された経済的利益の額）を基準として成立手数料一覧表（別表）により算定します。ただし、本センターは、あっせん人又は仲裁廷の意見を聴取し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を斟酌し、成立手数料の額を30パーセントの範囲内で増減することができます。

当事者双方は、和解契約書又は仲裁判断書の送達前に、成立手数料及び費用を納付しなければなりません。

#### (3) 鑑定、出張等

事件の審理のため必要な鑑定費用、交通費等の実費、日当等の全額は、当事者双方又は一方当事者の負担とします。

あっせん人又は仲裁廷が、鑑定を求め、又は出張する場合は、これに同意した当事者は、鑑定費用、交通費等の実費、日当等の費用を本センターに現金で預納しなければなりません。

(別表)

### 成立手数料一覧表

紛争解決額	標準額(税込)
0 ~ 100万円未満	¥ 15,750円
100万円以上 ~ 200万円未満	¥ 21,000円
200万円以上 ~ 500万円未満	¥ 31,500円
500万円以上 ~ 1000万円未満	¥ 52,500円
1000万円以上 ~ 5000万円未満	¥ 105,000円
5000万円以上 ~ 1億円未満	¥ 315,000円
1億円以上 ~ 1億5000万未満	¥ 525,000円
(以下、5000万円ごとに、250,000円×1.05=262,500円を加算)	

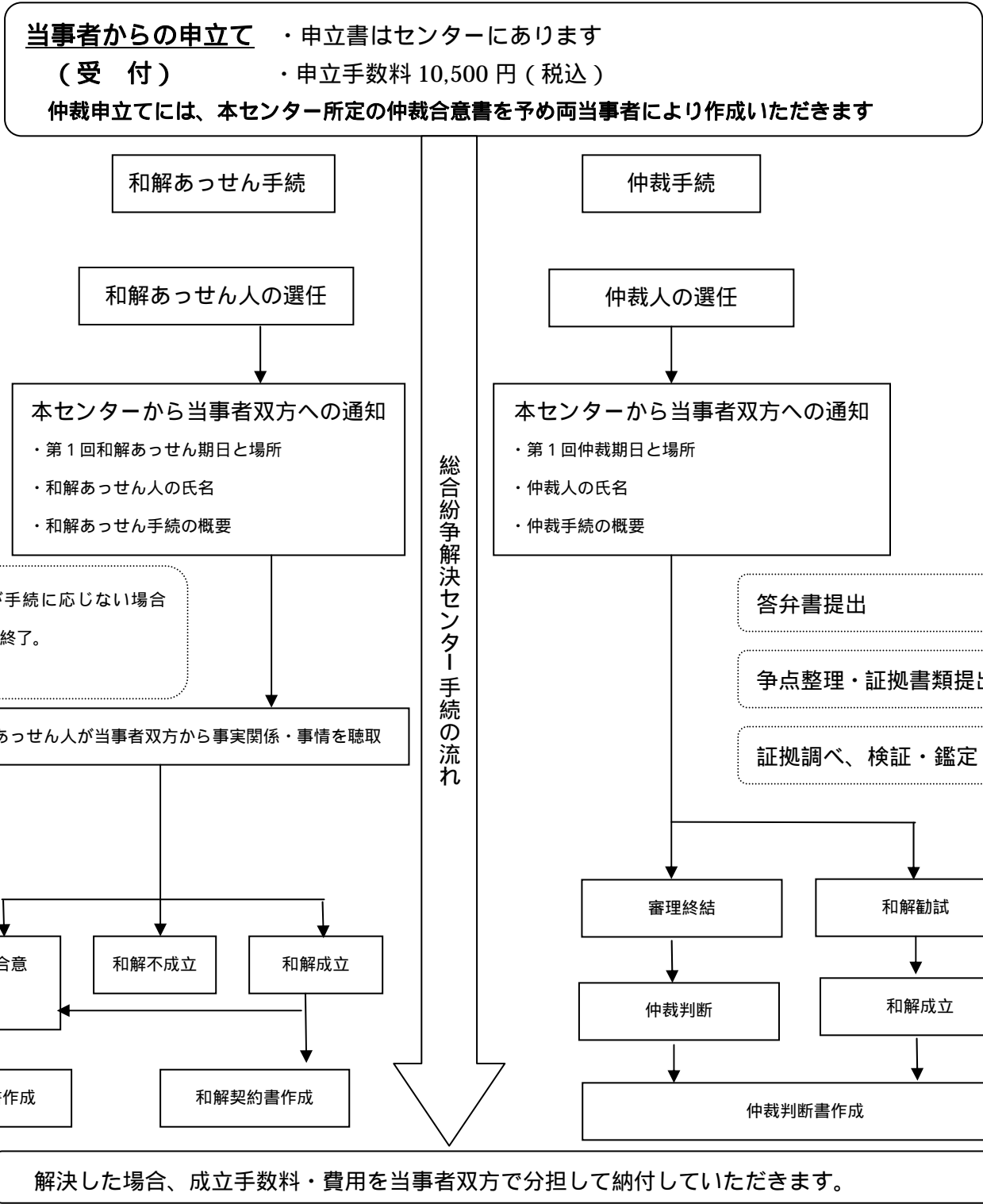
1 成立手数料の額又は当事者双方の負担額を決定することが困難なときは、本センターがこれを決定します。

2 本センターは、あっせん人又は仲裁廷の意見を聴取し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を勘酌し、上記成立手数料を30%の範囲内で増減することができます。

3 紛争解決額の算定が困難な場合は、紛争解決額を160万円と見做します。

4 土地の境界に関する紛争及び土地の境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する紛争を解決した場合は、紛争解決額を1000万円と見做します。

3 和解あっせん手続又は仲裁手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について



#### **4 和解あっせん手続又は仲裁手続において知り得る当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法**

あっせん人及び仲裁人は、本センターが行う和解あっせん手続又は仲裁手続の業務に関し知りえた事実を他に漏らさない旨の秘密保持義務を定めた契約を本センターとの間において締結します。

本センターは、事務処理業務を大阪弁護士会に委託しています。本センター理事長は、大阪弁護士会が推薦する職員を文書管理責任者に任命し、和解あっせん手続又は仲裁手続の業務に関する事実が記載されている文書に対する盗難又は不正アクセスを防止するための文書管理を行わせます。

#### **5 和解あっせん手続又は仲裁手続の解決方法等**

##### **(1) 和解あっせんの成立**

(ア)和解あっせん手続において和解が成立したときは、あっせん人は、和解契約書を作成して当事者双方に署名押印させ、かつ、自らは和解契約成立の証人としてこれに署名押印します。

(イ)あっせん人は、和解あっせん成立手数料、鑑定料、交通費、日当等の費用についての当事者双方の負担額に関する事項を和解契約書に記載しなければなりません。

(ウ)和解契約書は、当事者双方に対し、次のいずれかの方法によりこれを送達します。

- 一 配達証明付き書留郵便
- 二 当事者に対する直接の交付

##### **(2) 仲裁判断**

(ア)仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければなりません。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りります。

(イ)仲裁判断書には、次の事項を記載します。ただし、第四号については、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りではありません。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 主文
- 三 判断の理由
- 四 仲裁成立手数料、鑑定料、交通費、日当等の費用に関する当事者双方の負担額
- 五 判断書作成の年月日
- 六 仲裁地

(ウ)仲裁廷は、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを**前記(1)和解あっせんの成立(ウ)の方法**により当事者に送達しなければなりません。

##### **(3) 和解あっせんの不成立**

(ア)あっせん人は、紛争の性質その他一切の事情を考慮し、和解あっせんによる解決の見込みがない(当事者の一方が正当な理由なく、3回以上の期日又は連続して2回以上の期日に欠席したとき、当事者の一方が、和解をする意思がないことを明確に表示したときは、示談あっせんによる解決の見込みがないものとみなす。)と判断したとき(仲裁手続に移行する場合を除く。)は、和解あっせん手続を終了させます。

(イ)前項の規定により和解あっせん手続が終了したときは、あっせん人は、理由を記載した

書面を作成し、これを当事者に送達して手続を終了させます。また、和解あっせん人は、期日において和解あっせん手続を終了させる場合は、出頭した当事者に対し、和解あっせん手続を終了させる旨及びその理由を告げなければなりません。

**(4) 申立人の取り下げ**

(ア) 申立人は、和解あっせん手続の終了までの間、書面により、申立てを取り下げることができます。

(イ) 申立ての取り下げがなされた場合は、和解あっせん人は、相手方に対し、その旨を書面により通知しなければなりません。

**(5) 相手方の離脱**

(ア) 相手方は、和解あっせん手続の終了までの間、書面により、手続から離脱することができます。

(イ) 相手方が離脱した場合は、和解あっせん人は、申立人に対し、その旨を書面により通知しなければなりません。

**(6) 仲裁手続の終了**

(ア) 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了します。

(イ) 仲裁廷は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければなりません。

一 申立人がその申立てを取り下げたとき（相手方が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について相手方が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 当事者間に和解が成立したとき（当事者双方の申立てにより和解における合意を内容とする決定を仲裁廷がしたときを除く。）。

四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

以上計5頁について説明を受けました。

平成 年 月 日

貴名